

生活環境課

1 廃棄物指導

- (1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可について
一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、許可をした業者は次のとおりである。

ア ごみ（収集運搬業）

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	木村工業（株）	木村 鐘一	明石市大久保町ゆりのき通1丁目5-17 〒674-0068 TEL 078-936-3425
2	長田環境開発（有）	長田 良彦	三木市志染町広野2丁目20-22 〒673-0541 TEL 0794-85-0555
3	（株）巴山環境	朝本 秀生	小野市日吉町570-65 〒675-1315 TEL 0794-63-2910
4	三木美化センター（株）	村岡 裕子	三木市別所町高木622-1 〒673-0435 TEL 0794-83-2611
5	ミズホ商会	藤川 英之	三木市細川町中里282 〒673-0702 TEL 0794-88-2158
6	（株）カンキョウ	柳 美佐夫	加西市北条町黒駒9-1 〒675-2313 TEL 0790-42-4131
7	（株）かんぜおん	土本 直未	西脇市鹿野町1050-2 〒677-0033 TEL 0795-23-3599

イ し尿（収集運搬業）

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	大貫衛生舎	大貫 薫	三木市緑が丘町東2丁目12-1 〒673-0533 TEL 0794-85-3110
2	中井清掃（有）	中井 慶一	三木市志染町青山6丁目16-10 〒673-0521 TEL 0794-84-1902

ウ 浄化槽汚泥（収集運搬業）及び浄化槽清掃業

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	(株) あさひ企画	中 元 勇	小野市三和町 879-2 〒675-1357 TEL 0794-66-2202
2	大 貫 衛 生 舎	大 貫 薫	三木市緑が丘町東 2 丁目 12-1 〒673-0533 TEL 0794-85-3110
3	菊水工業(株)	福 井 雅 也	神戸市中央区中山手通 7 丁目 3-4 〒650-0004 TEL 078-341-1788
4	中井清掃(有)	中 井 慶 一	三木市志染町青山 6 丁目 16-10 〒673-0521 TEL 0794-84-1902
5	西播環境整備(株)	藤 井 美 佳	姫路市広畑区蒲田 1 丁目 1516-7 〒671-1102 TEL 079-237-0331
6	(株) 大 洋	尾 崎 誠 治	姫路市山吹 2 丁目 11-12 〒670-0085 TEL 0792-97-5411
7	(株) アクア・トゥエンティワン	中 末 敏 和	姫路市刀出 809 〒671-2241 TEL 079-267-5521
8	(株) 阪神水道衛生社	森 嶋 一 夫	神戸市中央区大日通 4 丁目 2-6 〒651-0064 TEL 078-221-0265
9	兵神浄化(有)	森 本 武 司	神戸市中央区脇浜町 2 丁目 10-14 〒651-0072 TEL 078-242-5345
10	(株) ホカリ	渡 部 一 二	西宮市室川町 8-27 〒622-0863 TEL 0798-71-5011
11	横山興業(株)	山 口 進	三木市細川町瑞穂字才ノ前 1652 〒673-0701 TEL 0794-88-2061
12	(有) 播磨清掃	押 部 徹	高砂市荒井町小松原 3 丁目 1-33 〒676-0011 TEL 079-443-3141

エ 食品循環資源の堆肥化(処分業)

番号	事業者	代表者名	主たる事務所等の所在地
1	大栄環境(株)	金 子 文 雄	大阪府和泉市テクノステージ 2 丁目 3-28 〒594-1144 TEL 0725-54-3061

(2) ごみの減量化・資源化の取組について

ア ごみ資源化奨励事業

ごみの資源化を促進するため「資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱」に基づき、紙類・布類は 1 kg 当たり 4 円、缶類・空きびんは 1 kg 当たり 5 円の奨励金を交付した。

また、集団回収システムの安定化を図るため「資源ごみリサイクル活動奨励金交付要綱」に基づき、集団回収運動奨励金交付団体に対して、年間の回収運動の回数と回収量に応じて奨励金を交付した。

(イ) 資源ごみ集団回収運動奨励金交付状況

種 類 (交付単価)	資源化量 (kg)	交 付 額 (円)
紙 類 (4 円)	1, 143, 976	4, 575, 904
布 類 (4 円)	71, 548	286, 192
空 き 缶 (5 円)	39, 687	198, 435
合 計	1, 255, 211	5, 060, 531

※申請毎に端数処理した。

(イ) 資源ごみリサイクル活動奨励金交付状況

奨励金交付件数	106 件
奨励金交付金額	5,220,000 円

(ウ) 空きびん回収

地区名	回収量 (kg)	交付額 (円)
三 木	65,060	325,300
三 木 南	26,149	130,745
別 所	27,721	138,605
志 染	14,086	70,430
細 川	12,347	61,735
口 吉 川	8,973	44,865
緑 が 丘	39,264	196,320
自 由 が 丘	55,390	276,950
青 山	22,410	112,050
吉 川	38,440	192,200
そ の 他	1,220	0
合 計	311,060	1,549,200

※「その他」は自治会未加入地区分につき、交付なし。

イ 古紙自主回収活動奨励制度

資源ごみの集団回収をさらに促進するとともに、資源ごみのリサイクル意識の向上を図るため、「古紙自主回収活動奨励補助金交付要綱」に基づき、古紙の回収を自主的に継続して実施する自治会に対し、三木市古紙自主回収活動奨励補助金を交付した。

奨励補助金交付自治会	81 自治会
奨励補助金交付金額	5,959,100 円

ウ レジ袋削減の取組

資源の節約とごみの減量を図るため、レジ袋削減運動を実施した。無料配布中止店舗でのマイバッグ持参率は 90 パーセントを超えており、環境意識は着実な広がりを見せている。

また、レジ袋の無料配布を中止している店舗の一部から、レジ袋を販売することで得られた収益金の一部である 49,555 円の寄附を受け、環境保全基金に積み立てた。

なお、平成 25 年度からは環境保全基金を活用してマイバッグを作成し、市内に転入される世帯を対象に、ごみの分別方法を説明する際に配布している。

(3) 三木市クリーン・ボランティアの活動支援について

市内の道路や公園など公共ゾーンの清掃・美化活動を進めているグループや団体（事前に登録が必要）に対し、その活動を支援するため清掃に必要なごみ袋などの消耗品を支給している。令和元年度末では 42 団体が登録を受け、美化活動に取り組んでいる。

(4) 市民トイレの管理について

市民の利便施設として、神戸電鉄の三木駅前、三木上の丸駅前、恵比須駅前、志染駅前、緑が丘駅前及び三木鉄道記念公園前、三木本町バス停留所前、市野瀬バス停留所付近の 8 か所に市民トイレを設置している。清掃等の維持管理については、シルバー人材センターに委託している。

また、今年度は悪質ないたずらが度々発生し、トイレの使用が出来なくなる事案が多発したため、三木本町バス停留所前と三木鉄道記念公園前の市民トイレに防犯カメラを設置した。

(5) 不法投棄・野焼きの指導について

不法投棄に対しては、不法投棄禁止看板の設置や定期パトロール等の実施により未然防止に努めているが、不法投棄や野焼き行為が確認された場合は、行為者を特定し指導するとともに、悪質な事案については、県北播磨県民局環境課、警察等の関係機関と連携しながら行政指導を行っている。

また、不法投棄対策事業として、委託事業者による、不法投棄防止パトロール及び不法投棄物の撤去及び処分を実施している。

令和元年度指導件数

区 分		発生(指導)件数
不法投棄	一般廃棄物	33 (15)
	産業廃棄物	5 (2)
野 焼 き		6 (4)
合 計		44 (21)

令和元年度不法投棄対策事業不法投棄物撤去件数

不法投棄	区 分	件 数
	一般廃棄物 (大量)	11
一般廃棄物 (少量)	13	
産業廃棄物 (大量)	8	
産業廃棄物 (少量)	2	
合 計		34

※少量 ごみ袋 (40 リットル) 3 袋以内

(6) 保健衛生推進協議会について

保健衛生推進協議会は、地域の保健衛生事業を推進することにより、住民の健康づくり及び地域環境の保全に寄与することを目的として設立されており、その事務全般を担っている。

令和元年度は組織対策事業、清掃対策事業を推進するために、次の委託金を交付した。

- ・保健衛生業務委託料 2,600,000 円

(7) 他市町からの災害廃棄物の受入承認について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定に基づき、他市町からの災害廃棄物の受入承認を行った。

令和元年度受入承認実績

- ア 搬入市町 5 市町 (事務組合含む)
- イ 搬入総量 5,920.76 t

2 環境保全

よりよい環境づくりを目標に、生活環境を阻害する恐れのある事業に対しては環境保全条例に定める事前協議により指導を行い、環境基本法に定める公害については、事業所立入調査、各種環境調査、公害パトロール等を実施し、公害の未然防止に努めた。

(1) 環境審議会の開催

環境の保全及び創造に関する基本的事項その他の重要事項について調査、審議するために環境審議会を設置している。

- ・審議会構成 20 人以内 (各種団体の推薦する者、関係行政機関の職員、学識経験者、市長が適当と認める者、公募による委員)
- ・9月4日開催 三木市一般廃棄物 (ごみ・生活排水) 処理基本計画の策定について

(2) 予防対策

ア 三木市環境保全条例に基づく事前協議（生活環境課所管分）

事前協議の対象	申請件数
駐 車 場 の 設 置	13 件
土砂等の継続大量運搬	61 件
土 砂 の 埋 立	1 件
土 砂 の 採 取	0 件
ヤ ー ド	0 件
廃 棄 物 処 理 業	2 件
遊 技 場（パチンコ店）	0 件
合 計	77 件

イ 環境保全思想の普及啓発

環境月間の設定

令和元年度の環境月間は、6月5日を環境の日として6月1日から6月30日までの1か月間事業を実施した。

- ・キャンペーン活動の実施 「広報みき」への啓発記事の掲載
- ・事業所パトロールの実施 特定事業所（工場）への立ち入り調査・指導

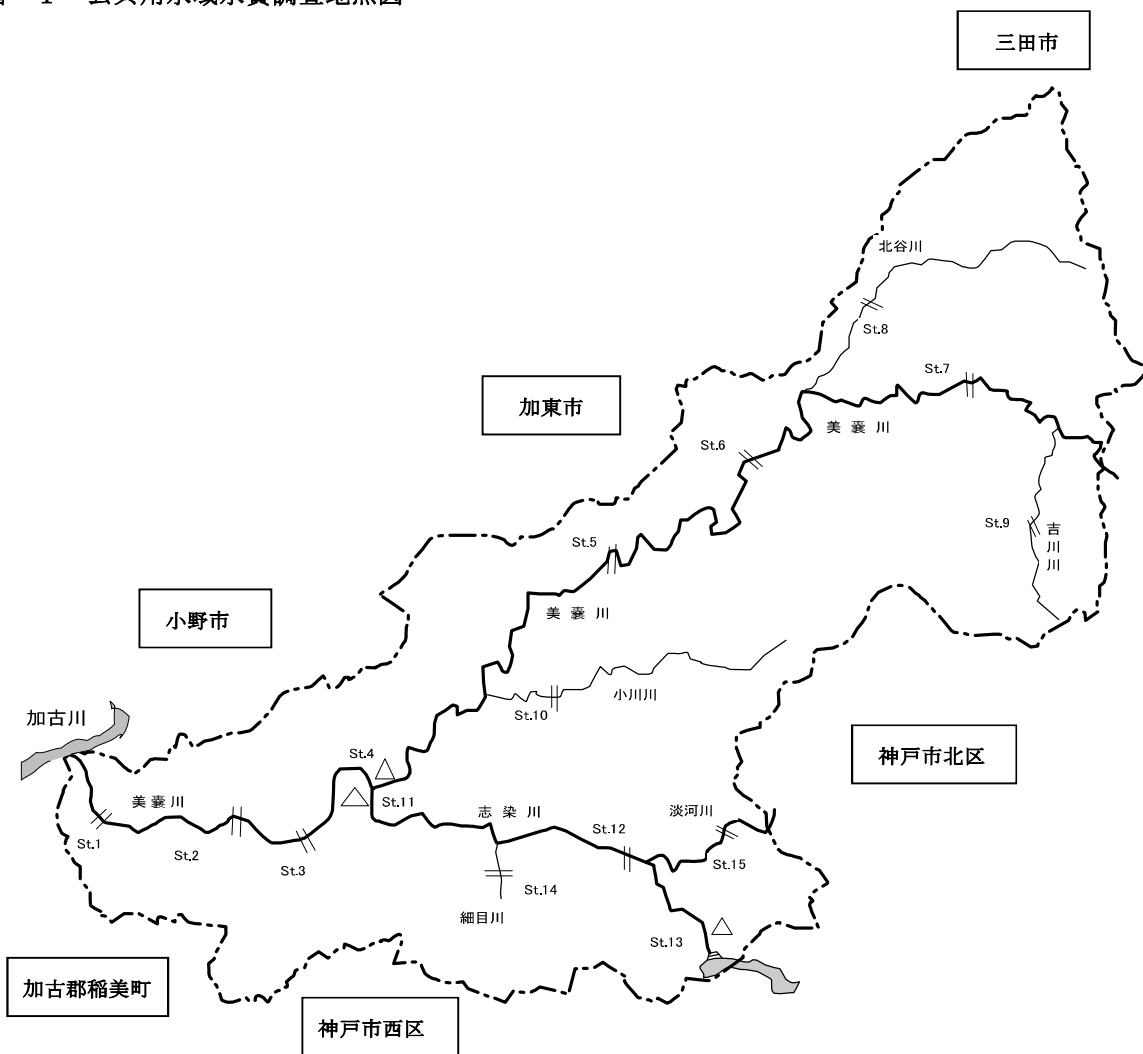
ウ 環境調査の実施状況

(7) 公共用水域水質調査

- ・調査目的 三木市内河川の水質汚濁状況の把握
- ・調査場所 美囊川ほか6河川15地点（図-1のとおり）
- ・調査期間 令和元年度4月から令和2年3月まで（3か月に1回）
- ・調査結果 測定結果は、表-1のとおりである。

なお、美囊川には生活環境の保全に関する環境基準の水域類型が指定されていないため、参考としてB類型の基準（表-2）を適用し、生活環境項目の各測定地点ごとの達成状況を表-3に示している。環境基準項目のうち、有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)については、概ね良好な結果となっている。

図 - 1 公共用水域水質調査地点図



測定点	測定地点名	測定点	測定地点名
St. 1	別所橋	St. 9	昭和橋
St. 2	末広橋	St. 10	小川橋
St. 3	上津橋	St. 11	岩宮
St. 4	久留美	St. 12	御坂
St. 5	東栄橋	St. 13	呑吐ダム下流
St. 6	里脇橋	St. 14	細目橋
St. 7	八幡橋	St. 15	丹生橋
St. 8	小中橋		

表 - 1

令和元年度公共用水域水質調査結果

(単位: mg/ℓ、大腸菌群数は MPN/100ml、流量は m³/S、汚濁負荷量は kg/日)

項目	河川名										細目川	淡河川				
	測定地点	別所橋	未広橋	上津橋	久留美	東栄橋	里脇橋	八幡橋	小中橋	昭和橋			小川橋	志	染	川
一般項目	PH	8.2	8.4	8.9	8.5	8.2	8.5	8.5	8.7	8.4	8.1	8.1	8.3	8.3	8.8	8.5
	BOD	1.1	1.1	1.0	8.5	1.2	0.9	0.8	8.5	1.0	0.7	0.9	0.8	0.7	0.7	0.9
	COD	6.2	5.9	6.0	8.3	8.5	8.1	8.5	7.6	9.0	6.5	4.5	4.5	3.8	4.0	4.6
	D O	9.1	9.9	12.0	10.7	9.9	11.2	11.1	10.9	11.1	10.1	9.8	10.3	10.4	10.6	10.7
	S S	7.7	4.5	3.7	23.2	5.2	5.5	8.5	5.2	12.7	3.5	7.5	3.2	2.7	3.7	2.5
特殊	大腸菌群数	6.9×10 ³	2.6×10 ⁴	1.0×10 ⁴	1.9×10 ⁴	7.3×10 ⁴	2.1×10 ⁴	1.2×10 ⁴	2.5×10 ⁴	1.9×10 ⁴	2.0×10 ⁴	9.6×10 ³	4.9×10 ³	1.5×10 ⁴	1.0×10 ⁴	
	油分	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	鉛水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1-1-1トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	塩素イオン	23	26	28	49	81	24	16	17	18	360	13	15	11	9.5	16
その他項目	アモニウム性窒素	0.03	0.04	0.01	0.01	0.03	0.02	0.02	0.02	0.01	0.04	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02
	亜硝酸性窒素	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.6	0.1	0.1	<0.1	0.1
	硝酸性窒素	0.1	0.2	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3	0.2	0.5	0.6	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2
	全窒素	0.58	0.54	0.48	0.87	1.1	0.79	0.85	0.97	1.14	0.78	0.6	0.37	0.45	0.67	0.45
	リン酸性リン	0.04	0.04	0.04	0.07	0.12	0.09	0.12	0.07	0.18	0.03	0.03	0.03	0.01	<0.01	0.03
	全リン	0.082	0.075	0.073	0.114	0.133	0.155	0.144	0.119	0.209	0.053	0.072	0.053	0.020	0.018	0.057
	MBAS	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	流量	1.90	1.71	1.19	1.21	0.35	0.29	0.08	0.20	0.01	0.07	0.49	0.43	0.23	0.027	0.54
	BOD汚濁負荷量	188.55	135.60	108.63	136.27	42.29	29.16	7.97	18.62	1.77	5.21	33.31	29.29	15.10	2.07	35.06

※ 1 <は、定量下限値未満を示す。

2 表中の数値は次のとおり。一般項目・特殊は BOD が 75%値、前記以外は平均値を示す。健康項目は最大値を示す。その他項目については全窒素、全リン、流量は平均値、前記以外は最大値を示す。

表 - 2

☆ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適用性	P H	BOD	D O	S S	大腸菌群数
B	水道 3 級	6.5 以上	3mg/ℓ	5 mg/ℓ	25mg/ℓ	5,000 MPN/100ml
	水産 2 級	8.5 以下	以下	以上	以下	以下

※ 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定）

◎水域 加古川下流（篠山川合流点より下流山陽線鉄橋まで）B 類型

※ 公共用水域が該当する水域類型の指定（昭和 60 年 3 月 22 日兵庫県告示第 451 号）

◎水域 志染川（呑吐ダム上流端より上流）B 類型

☆ 人の健康に関する環境基準（測定分）

項目	カドミウム	シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀
基準値	0.03 mg/ℓ 以下	検出されな いこと	0.01 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ ℓ 以下
項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1-1-1 トリクロロエタン			
基準値	0.01 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下			

※ 基準値は最高値とする。

表 - 3 令和元年度生活環境項目の各測定地点の達成状況（％）

項目	美 囊 川								北谷川	吉川川	小川川
	別所橋	末広橋	上津橋	久留美	東栄橋	里脇橋	八幡橋	小中橋	昭和橋	小川橋	
P H	75	75	25	50	100	75	25	50	75	75	
BOD	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
D O	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
S S	100	100	100	75	100	100	100	100	75	100	
大腸菌群数	50	25	25	25	25	25	25	25	25	50	

項目	志 染 川			細目川	淡河川
	岩宮	御坂	呑吐下流	細目橋	丹生橋
P H	100	100	100	50	50
BOD	100	100	100	100	100
D O	100	100	100	100	100
S S	100	100	100	100	100
大腸菌群数	25	50	75	50	75

※ 各項目における達成率は、各測定地点における項目ごとの総検体数の内の環境基準を満足している検体数の割合を示している。

(イ) 瀬戸内海環境保全特別措置法に係る特定事業場の水質測定

- ・調査目的 排水量の特に多い事業所などからの排水の把握
- ・調査場所 3事業場他1か所
- ・調査期間 令和元年6月と12月の年2回
- ・調査結果 下記のとおり

<排水量の多い事業場>

特に排水量の多い事業場1社について、水質検査を実施した。測定結果を表-4に示している。

令和元年度の測定結果では、排水基準以下であり良好であった。

<メッキ事業場>

有害物質を使用する事業場2社について、水質検査を実施した。測定結果を表-5に示している。

令和元年度の測定結果は、排水基準以下であり良好であった。

表-4 排水量の多い事業場水質調査結果

項目 \ 事業場名		A	
		測定月	
		6月	12月
P H		7.4	7.1
BOD		1.1	0.8
COD		4.6	2.8
S S		14	1
T-N		0.22	0.21
T-P		0.02	0.01
排水基準	P H	5.8~8.6	
	BOD	160(120)	
	COD	130(100)	
	S S	200(150)	

※ () は、日平均値を示す。

表 - 5 メッキ事業場水質調査結果

事業場名 項目		B-1		B-2	
		測定月		測定月	
		6月	12月	6月	12月
P H		7.3	8.8	7.0	6.7
COD		2.8	2.3	3.9	13
S S		4	8	<1	8
P b		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
T-CN		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
Cr6 ⁺		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
T-Cr		0.05	0.02	<0.02	<0.02
排水基準	P H	5.8~8.6		5.8~8.6	
	P b	0.7		0.7	
	T-CN	0.7		0.7	
	Cr6 ⁺	0.35		0.35	
	T-Cr	2.0		2.0	

エ 法令等に基づく施設等の設置届出状況

公害関係法令等		令和元年度届出数	累計	
特定建設作業	騒音規制法	264	—	
	振動規制法	64	—	
	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	165	—	
法律	大気汚染防止法	5(1)	206	
	水質汚濁防止法	5(3)	554	
	騒音規制法	5(0)	1,842	
	振動規制法	3(0)	1,576	
	ダイオキシン対策特別措置法	1(0)	35	
兵庫県環境の保全と創造に関する条例	騒音	5(0)	1,694	
	大気関係	ばい煙	0(0)	58
		粉じん	0(0)	126
		有害物質	0(0)	213
	汚水	0(0)	60	
	悪臭	0(0)	15	

※ () は、廃止数を示す。

オ 公害防止協定による指導

法律及び条例に基づく規制を補完し、地域の実態に即した公害防止対策を進めるため、三木工場公園入居企業と公害防止協定を締結している。この協定に基づき、定期的に事業所の立入調査及び遵守指導を実施し、地域の環境保全に努めた。

- ・協定締結事業所数 35 事業所

(3) ヤード対策

「三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例」(平成 28 年 7 月 1 日施行)に基づき立入検査を行った。

令和元年度指導状況

立入検査件数	9 件	指導件数	0 件
--------	-----	------	-----

(4) 公害防止対策

公害発生源の現地調査を次のとおり実施し、公害の未然防止及び拡大防止に努めた。

調査の目的	件数	備考
特定工場等の点検	35	環境月間立入
苦情発生に伴う調査	25	随時

(5) 公害苦情の処理

市民の快適な生活環境を守るという見地から、騒音、振動、悪臭などの公害苦情に対し、関係機関と連携し、指導及び処理に当たった。

ア 令和元年度公害苦情発生状況

苦情の内容	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	合計
件数	0	2	0	11	0	12	0	25
比率(%)	0	8	0	44	0	48	0	100.0

イ 令和元年度公害苦情処理状況

処理状況	件数	比率(%)
処理済	21	84
翌年度へ繰越	4	16
合計	25	100.0

ウ 令和元年度生活苦情発生状況

苦情の内容	スズメバチ	へび等生き物
件数	109	0
比率(%)	100	0

(6) 空地・空き家等の適正管理の指導

空地は「三木市環境保全条例」(昭和 51 年 4 月 1 日施行)、空き家等は「三木市空き家等の適正管理に関する条例」(平成 24 年 7 月 1 日施行)及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成 27 年 2 月 26 日施行)に基づき、管理不全な状態となった空地・空き家等の現地調査を行うとともに、その所有者等に適正管理するよう指導等を行うことにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに努めた。

ア 令和元年度 条例に基づく空き家等の指導状況

調査件数		指導件数	
相談	計画調査	草木	建築物
120	—	65	22

イ 令和元年度 法に基づく特定空家等の認定及び措置状況 (単位: 件)

認定	指導・助言	勧告	命令	代執行
64	44	7	0	0
99	78	7	0	0

※上段: 当該年度 下段: 累計

ウ 令和元年度 空地の指導状況

相談件数	計画調査件数	指導件数
51	442	148

※指導件数は相談及び計画調査により指導に至った件数

(7) 規制対象施設建築等審査会の運営

市内における遊技場等及びラブホテルの建築等に対して、必要な規制を行い、市民の快適で良好な生活環境及び教育環境の実現と沿道修景の保全を図るため、三木市規制対象施設建築等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、「三木市遊技場等及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」で定める重要事項について審査する。令和元年度は、審査会を開催していない。

審査会構成 11人以内（各種団体の推薦する者、学識経験者、市長が適当と認める者、公募による委員）

(8) 環境保全啓発事業

第4期地球温暖化対策実行計画の実施

平成11年4月8日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした第4期地球温暖化対策実行計画を実施した。

- ア 計画対象 庁舎及び各施設における電気・ガス・ガソリン・軽油燃料等の使用量
- イ 計画期間 平成28年度から令和2年度までの5年間
- ウ 削減目標 平成26年度を基準に平成28年度から令和2年度までに温室効果ガスの総排出量を5%削減することを目標とする。

(9) 自然共生型地域づくり事業

人と自然とのふれあいと交流の場として細川町増田地内の溜池周辺に残されている多様な生物種の成育地を保全し、ビオトープ公園として管理している。公園の管理については、増田地区及びNPO法人三木自然愛好研究会へ毎年清掃管理を委託している。

また、今年度は増田ふるさと公園にイノシシが頻繁に出没するなど、貴重な生物種の成育環境の保全が困難な状況となっていることから、防護柵（延長546m）を設置し、その保全を図った。

- ア 位置 三木市細川町増田 819番地他
- イ 面積 7,003㎡

(10) 狂犬病予防対策等

狂犬病予防法に基づき、畜犬の登録及び狂犬病予防注射を行うとともに、犬の正しい飼い方については、兵庫県動物愛護センター三木支所と連携を図り、広報等を通じて啓発に努めている。

なお、吉川支所で取り扱ってきた市によるねこの引き取りについては、兵庫県動物愛護センターからの要請で平成27年3月末で終了している。市民が直接、兵庫県動物愛護センターに持込み、兵庫県動物愛護センターが引き取った数は下欄のとおりである。

令和元年度狂犬病予防注射実施状況

（単位：匹）

畜犬登録数	狂犬病予防注射数	集合注射数	個別注射数
5,831	3,742	632	3,110
ねこ引き取り数		44	

3 消費生活

(1) 消費生活苦情相談の実施

消費者被害の発生に伴う苦情の受付と処理について、相談員を置き、消費者からの相談業務を行っている。

平成22年7月からは、相談日数を従来の毎週2日間から、毎週月・火・木・金曜日の4日間に増やし、相談体制の強化を図った。

令和元年度の相談件数は342件で、前年度より36件の減となっている。

相談を内容別（重複含む）にみると、契約（解約）に関するものが263件と最も多く、販売方法に関するものが210件、価格・料金に関するものが105件、接客対応が68件と続いている。

処理状況別	件数	比率
他機関紹介	2	0.6%
助言（自主交渉）	281	82.2%
その他情報提供	37	10.8%
斡旋解決	18	5.2%
斡旋不調	4	1.2%
処理不能	0	0.0%
処理不要	0	0.0%
継続処理中	0	0.0%
計	342	100%

内容分類別	延件数
安全・衛生	10
品質・機能	53
法規・基準	10
価格・料金	105
計量・量目	0
表示・広告	11
販売方法	210
契約・解約	263
接客対応	68
包装・容器	1
施設・設備	1
買物相談	0
生活知識	0
その他	3

(2) 消費者への啓発

消費者問題に係る相談事例情報を「広報みき」に毎月掲載し、被害にあわないよう広く市民に啓発している。

(3) 消費者団体の保護育成

市民自ら実践活動に取り組む消費者団体を支援するため、事業補助金を交付した。

交付団体 三木市消費者協会 補助金額 100,000円

4 交通安全対策

(1) 交通安全思想の普及啓発

ア 交通安全教室の開催

家庭、学校、地域、職場等における交通安全教育の推進を図り、交通安全意識と交通マナーの向上に資するため、警察等の協力のもとに「交通安全教室」を行っている。

令和元年度の実施状況は次のとおりである。

〈交通安全教室開催実績〉

区分	回数	参加人数
保育所・認定こども園	13	1,361
幼稚園	5	237
小学校等	17	1,533
中学校	7	925
高等学校	0	0
高齢者	1	50

その他	1	25
計	44	4,131

イ 交通立番の実施

幼児、児童生徒の登校（園）時の安全確保を図るため、学校周辺の交差点等においてシルバー人材センター委託交通指導員 12 人が交通立番活動を行い、交通マナーの向上と事故防止に努めている。

ウ 交通安全市民運動の展開

「交通ルール わたしが守る 三木のまち」のスローガンのもと、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるための交通安全市民運動として、市、警察署、交通安全協会等の関係機関・団体が協力し、全国交通安全運動及び交通事故防止運動を中心に市民運動を展開している。また、市民の交通安全に対する関心と意識を高めるため、「広報みき」など広報媒体を活用した啓発活動を行っている。

期間を定めて実施する市民運動

運 動 名	期 間	実施要領
春の全国交通安全運動	5月11日～5月20日	それぞれの運動ごとに要領を定めて実施した。
夏の交通事故防止運動	7月15日～7月24日	
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月1日～12月10日	

交通安全市民運動の主な実施事業の概要

事 業 名	実施日	場 所	備 考
三木市交通対策委員会	2月26日	三木市教育センター	
三木の安全なくらしを守る市民大会	10月31日	三木山森林公園	
街頭監視大作戦	5月16日 9月27日	信号機設置交差点	
新入学児童交通安全用品贈呈活動	4月10日	市内各小学校	交通安全協会 婦人部
大型車による左折巻き込み実験教室	5月14日 9月26日	中吉川、上吉川、 自由が丘、自由が丘 東小	東播運輸事業 協同組合
交通安全祈願折鶴配布活動	5月12日 9月30日	豊地交差点	星陽中学校
ひょうご交通安全ジュニア自転車大会	6月8日	神戸市	自由が丘東小 学校
交通安全子供自転車全国大会	8月7日	東京ビックサイト	自由が丘東小 学校 26位

エ 「三木の安全なくらしを守る市民大会」の開催

三木市において犯罪や交通事故のない明るく住みよいまちづくりを進めるため、第30回「三木の安全なくらしを守る市民大会」を開催した。

開 催 日 令和元年10月31日（木）

開催場所 三木山森林公園 音楽ホール

実施機関 三木市・三木防犯協会・三木交通安全協会・三木自家用自動車協会・
三木警察署激励の会

参 加 者 三木市民 約270人

オ 「みなぎ賞」(三木の安全なくらしを守る市民大会で表彰)
橋本 守正 兵庫県警部補(三木警察署勤務)

(2) 交通事故発生状況

平成 30 年及び令和元年中における三木市内での交通事故発生状況は、次のとおりである。

年	人身事故 (件)	物損事故 (件)	合計 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
平成 30 年	414	2,424	2,838	1	507
令和元年	398	2,305	2,703	1	492
増 減	△16	△119	△135	0	△15

※令和元年は平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの期間を示す。

(3) ロードミラーの設置

交通安全上必要と認められる箇所にロードミラーを設置し、交通事故の防止に努めている。

令和元年度中に新設及び補修した数は、次のとおりである。

	新設基数	補修基数
ロードミラー	18 基	49 基

(4) 幼児 2 人同乗用自転車貸出

子育て家庭の支援及び交通安全意識の高揚を図るため、幼児 2 人同乗用自転車の無償レンタルを平成 22 年度から実施している。平成 28 年度末で新規貸出を終了し、平成 29 年度から返却された自転車を譲渡している。

・令和元年度譲渡台数 2 台

5 生活安全対策

(1) 生活安全講習会

市民一人ひとりの生活安全意識の高揚を図るため、老人クラブなどを対象に生活安全講習会を実施している。

令和元年度の開催回数及び参加人数については 15 回、延べ 338 人である。

(2) 地域防犯グループ

市民の防犯意識の高揚と生活安全活動を推進するため、市内で活動する地域防犯グループをメンバーとする「三木市地域防犯グループ連絡協議会」を組織し、相互の情報交換や警察など関係機関との連絡調整を行うとともに、研修会等を実施している。現在 25 の防犯グループが活動している。

(3) 防犯意識の普及

犯罪の発生状況や手口、対策などを警察と連携しながら、「広報みき」等を活用して市民に情報を提供している。

(4) 青色回転灯装備車によるパトロール

警察、陸運局の認可を受け、平成 17 年 9 月から青色回転灯を交通パトロール車に装備し、市内パトロールを実施している。令和元年度は、延べ 70 回、210 時間のパトロールを行った。

(5) 防犯灯の設置

夜間の防犯対策として、各自治会からの要望をもとに地域の実情に即して防犯灯を設置している。平成 23 年度からは LED 防犯灯を設置している。

なお、令和元年度の防犯灯設置数及び電気料金は、次のとおりである。

防犯灯設置数及び電気料金

(単位:灯、円)

	設置数(新設数)	年度末現在設置数	うちLED灯数	電気料金
令和元年度	97	9,910	8,127	20,823,806

(6) 犯罪被害者支援

市民のだれもが安心して暮らせるまちづくりの実現を図るため、本市における犯罪被害者等の支援に関し、「三木市犯罪被害者等の支援に関する条例」(平成25年4月1日施行)を制定している。支援を円滑に実施できるよう、「広報みき」等において「ひょうご被害者支援センター」等の相談窓口等の紹介をするとともに、三木被害者支援連絡協議会等において関係機関との情報共有に努めている。

6 ごみ循環型社会構築

(1) 三木市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画の改定

少子高齢化や人口減少に伴う社会情勢の変化に対応するために本市の一般廃棄物処理事業の将来像実現に向けた新たな基本方針や施策を定めた三木市一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画の改定を行った。

改定日 令和元年11月

7 訟務関係

訴訟経過及び市の対応等

新規 1件

【係争中】平成31年(行ウ)第13号

浄化槽清掃業許可申請に対する不許可決定の取消等請求事件

提訴日:平成31年3月15日

内容	当事者	訴訟経過・市の対応等	
原告が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業(ごみ)、一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥)の許可申請及び浄化槽法の規定に基づく浄化槽清掃業の許可申請に対する不許可決定をされたことに対し、市に取消しを求める訴訟	【原告】 フジイ環境整備株式会社 【被告】 三木市	令和元年6月27日	弁論準備
		令和元年9月12日	弁論準備
		令和元年12月5日	弁論準備
		令和2年1月23日	弁論準備